

# レンタル商品の輸出入代行サービス (当社の取り組み実績)

当社HP「輸出入代行サービス」をご覧になったお客さまへ更に詳しい輸出入の手法についてご案内いたします

国内レンタル契約

+

輸出入代行サービス  
(当社で対応)

日本の輸出管理  
該非判定書の入手  
輸出書類の作成  
輸送業者の手配

など

## <当社の特長>

- ✓ 20年にわたる実績があります！
- ✓ さまざまなトラブルにも対応できます！
- ✓ 多くの輸送業者と取引しています！
- ✓ 輸出管理をしっかりしています！
- ✓ 特別一般包括ライセンスを保有しています！



## ■ 輸出入に関わるさまざまな業務を、お客さまに代わり、より良い手法で対応します！

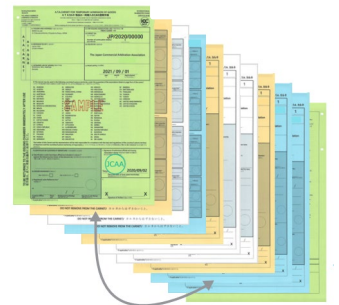
### < カルネ輸出入：カルネを用いて費用（主として関税）を抑制！ >

#### カルネとは？

- 1) カルネとは「物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約」に基づく書類です。
- 2) カルネを利用することによって、輸入国での輸入税、関税を免税にして輸出入通関することができます。
- 3) 約80カ国が加盟しているATAカルネと台湾で利用できるSCCカルネの二種類があります。

※ATAカルネの構成サンプル

- 表紙(緑色)
- 証書(黄色)：日本の税関で使用
- 証書(白色)：一時輸入国の税関で使用
- 証書(青色)：保税通関国で使用(必要な場合のみ)



控え用紙と証書は常にセットで発行され、色分けされています

#### ◎ メリット

##### 1) 費用抑制

輸入税、関税などを免税対応にして輸入国へ輸入することができます。

##### 2) 申請不要

カルネ申請は当社が全て行いますので、お客さまの手を煩わせることはありません。

#### ((( 最近の実績 )))

アメリカ、台湾、香港、韓国、シンガポール、ドイツなど

#### ((( トラブル対応例 )))

- \*カルネを使わずに日本へ再輸入してしまった
- \*現地税関が押印を忘れたなど記載ミスがあった
- \*輸送中にカルネ書類の紛失があった

#### ◎ 注意点

##### 1) 現地利用期間の制限

有効期限が、カルネ発給日から日本の再輸入通関までの1年間となるため、現地でレンタル品を使用できるのは約11カ月間となります。

有効期限内に必ず日本へ返却する必要があります。

##### 2) 輸出先の制限

条約に加盟している国向けのみで使用可能です。また使用可能国の国内法で、3カ月や6カ月など期間が制限されることがあります。

- ➔ 関係機関との調整で罰金回避
- ➔ 関係機関との調整で罰金回避
- ➔ 再発行で回避

**当社ではカルネを利用したレンタルの輸出入の実績が多くございます。  
カルネ特有の注意事項に適切に対処できますので、ご安心してお任せください！**

## < 中国向け特別輸出入：中国の複雑な一時輸入手続きを回避！ >



### ◎ メリット

- 1) 当社パートナーが中国側の輸入者となります。  
お客さまにて中国の輸入者を用意いただく必要は  
ございません。
- 2) 中古品の船積み前検査(\*1)が不要です。

### ((( トラブル対応例 )))

\*中国輸入の際にCCC認証(\*2)が求められた

→ CCC免除申請にて対応

\*安全検査でバッテリーが危険品と指摘され、飛行機搭載拒否に

→ 船便で輸送対応

- (\*1) 中国には中古品の輸入規制があり、規制対象の場合には中国輸入前に船積み前検査が必要です。  
レンタル品を輸入する際も、船積み前検査が求められる場合があります。
- (\*2) CCC認証は、中国へ輸入される製品に対する安全品質を管理するための中国の認証制度です。  
対象製品は、基本的には 認証を受けないと中国へ輸入することができません。

### ◎ 注意点

- 1) 測定器のみご対応可能です。  
IT機器はご対応できません。
- 2) レンタル品の中国での使用期間は原則1年間です。  
(1年超のレンタルご希望の場合はご相談ください。)
- 3) 他国向けに比べてリチウム電池の航空輸送の取扱いが厳しい  
ため、リチウム電池搭載のレンタル商品の場合、電池の取り外  
しが可能な商品とさせていただきます。
- 4) 法令の変更等が多く、都度ご確認させていただきます。

## < 現地空港止め輸出入：お客さまの日本の輸出手続きを回避！ >

### ◎ メリット

- 1) 当社が日本の輸出者となりますので、  
お客さまでの輸出手続き・輸出管理は不要です。
- 2) 当社が保有しているライセンスを用いて  
リスト規制該当品を輸出することができます。  
(規制内容や仕向地によっては輸出が  
できない場合もございます。)

さらに輸入者さまのご協力のもと、現地の優遇制度を利用して輸入手続きできるケースもあります！

■ 保税による輸出入：輸入国の保税制度を利用！

### ◎ 注意点

- 1) 仕向地側の輸入準備、手続きは、仕向地の  
輸入者さまにてご確認、ご対応が必要です。

((( 最近の実績例 ))) インド、バングラディッシュ

### ◎ メリット

- 1) 当社が輸入者さまと直接やりとりをいたします。
- 2) 当社が輸入者さまの要求にあわせて輸出書類  
をご用意します。

### ◎ 注意点

- 1) 輸入者さまにて、レンタル品の保税輸入が可能か、  
またその申請手続きなどをご対応いただけるかについて、  
確認が必要です。

((( 最近の実績例 ))) フィリピン

2022年12月現在の情報になります



さらにご相談されたい場合は、  
当社営業より「情報確認シート」をお送りしますので、  
海外でのレンタル品ご利用内容をお知らせください。

●記載の会社名・商品名は各社の商標または登録商標です。

●記載事項は変更になる場合があります。

横河レンタ・リース株式会社

<https://www.yrl.com/>

©YOKOGAWA Rental & Lease Corporation 2022 All Rights Reserved

OT 2212 035-02

お問い合わせ